

令和2年白老町議会議会運営委員会会議録

令和2年11月12日（木曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時55分

○会議に付した事件

協議事項

1. 令和2年白老町議会定例会11月会議について
 2. 第5次議会改革について
-

○出席委員（6名）

委員長	小西秀延君	副委員長	長谷川かおり君
委員	森哲也君	委員	前田博之君
委員	吉谷一孝君	委員	及川保君
副議長	氏家裕治君	議長	松田謙吾君

○欠席委員（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主 査	小野寺修男君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより議会運営委員会を開催いたします。

（午前10時00分）

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項ですが、1番、令和2年白老町議会定例会11月会議について、2番、全員協議会の開催について、3番、特別委員会の開催について、4番、第5次議会改革の検討について、5番、その他でございます。

それでは、まず協議事項1番、令和2年白老町議会定例会11月会議について高橋事務局長から説明をお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） まず、11月会議を開くに至ったのは今回、人事院勧告で給与改定があって、内容的には後で詳しく説明しますが、それで12月1日前に開きたいということで、日程調整をして町のほうの都合を考慮すると、11月30日でお願いしたいということできていましたので、日程的には11月30日かどうかという話です。

2点目に提出議案ですが、ここに町長関係5件で書いていますけれども、先ほど最新の情報を取りましたら若干増えておまして、まず条例改正2件と書いていますけれども、これは一般職の給与条例と議員の報酬条例と書いていますけれども、そのほかに特別職の給与条例と任期付職員の給与条例がありますので、条例改正は4本になる予定です。それに伴う補正予算、給与費になりますけれども、一般会計の補正が1件。議会費については後ほど詳しく説明します。それから、増えたのが財産の取得が1件。これが議案で出てきます。これは衛生センターの重機の購入です。専決処分報告で工事の契約変更が1件というのはバンノ沢です。そして、損害賠償1件と書いているのを2件に増えまして、いずれも車の事故らしいです。

それから議会関係では、本日の1時に陳情が出てくる予定になっておまして、その陳情付託の件で1件提出する予定となっております。これにつきましては、委員会付託ということになるかと思いますが、その付託先を確認したいということでございます。11会議については以上です。

○委員長（小西秀延君） それでは11月定例会ですが、まず（1）の定例会の日程について令和2年11月30日月曜日、1日間これでよろしいかどうかということでございますが、皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、日程につきましては、このように決定をさせていただきます。

（2）番の提出議案です。これについて、ご質問等あります方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 若干、高橋事務局長のほうから説明がありましたが、また後ほど細かい説明もあろうかと思いますが、町長のところが4件増えて9件ということになります。町長関係の9件についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 丸の2番目になりますが議会関係の陳情付託ということで、本日13時提出予定でございますが、これが公共交通の登別市への延伸ということの陳情でございます。竹浦、虎杖浜の連合町内会ということでの提出の予定になっているようでございます。これが、本会議で通常であれば委員会付託という流れになるかと思いますが、その際に委員会の付託先をどうしたらよろしいかということでございます。通常であれば、企画課等も所管をしている総務文教常任委員会になっていくのかと思いますが、それもよろしいかどうか含めましてご意見、ご質問のあります方いらっしゃいましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） よろしいですか。付託先も含めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは通常どおり、本会議にて陳情を受けたものを委員会付託ということで、総務文教常任委員会に付託するという形で進めさせていただきたいと思います。

次に2番目、全員協議会の開催についてであります。高橋事務局長お願いします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 全員協議会ですが、これも11月30日ですけれども、定例会終了後に白老町行財政改革推進計画の全部の原案とはなっていないみたいですが、方針とか骨子の説明をしたいということでございまして、資料1にございますように全員協議会で副町長以下5名で総務、財政の説明員で要請書が出ておりますので、これを受けることでよろしいかどうか。それと全員協議会において説明された後、もしかしたら特別委員会の設置ですとか全員協議会の継続とかというのがありかもしれませんが、そういうことで11月30日全員協議会を開催することでよろしいかどうか検討をお願いします。

○委員長（小西秀延君） まず、全員協議会として11月30日定例会終了後に行財政改革推進計画の協議会を受けるということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に3番、特別委員会の開催について。まず（1）、町立病院改築基本方針調査特別委員会ということで、これは全員協議会の終了後になります。11月30日立て込んでおりますが。

（2）、駅北地区観光商業ゾーン整備・活性化促進特別委員会ですが、これも11月30日ということになります。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 病院のほうは、今ヒアリングをしているということなのですが、その進捗状況と懸案になっておりました工期の短縮ですとか、建設コストの適性確保についてを出していく話は聞いております。

それから、駅北のほうは進捗状況、それより踏み込んで何かやり方を変えるか変えないかということまでは出るかどうか分かりませんが、状況を報告して意見をいただきたいということになるかと思いますが。順番は病院をやってから駅北ということで今は予定しておりますが、その辺をご協議お願いしたいと思います。一応これは特別委員会の委員長は承諾済みでございます。

○委員長（小西秀延君） ただいま、高橋事務局長から説明がございました、2つの特別委員会の開催ですが、これに対してご質問ある方いらっしゃいますか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 日程、少し厳しいのではないかと思います。全員協議会の中身だって2件くらいあると思います。行財政計画のほうと組織運営のほうもあると思いますけれども。説明だけでも結構、時間がかかって多少の初めてのことでですから考え方も整理しないといけないと思うし、病院は今、高橋事務局長から話があった何かかなり前向きに進んでいるような言い方だけれども、特別委員会は前回からずっと空いています。いろいろな課題も整理されいない中において、町側がそれを諮りたいと言っているけれども、仮に工期だとかといっても議会が病院の入所定数だとかいふようなことを議会が議決をして、議会として整理をして先に決めていくものがあるのです。そういうことを整理しないで、思惑だけ先にいって議論してくれとなると既成事実化される可能性があるのです、その辺をもう1回整理したり議論したりしないといけないと思うので、午前中に議会と全員協議会は終わると思いますけれども、この時間を詰め込んでいいのかどうか。時間が足りなかったら次の日にやるということになりますか。余裕を持ってやらないと大事な問題です。時間的な問題もあるし、ただ開いて処理すればいいという話ではないと思います。その案件がよく分からないのだけれども。特別委員会開いてから約半年くらい経っているでしょう。その経過の説明が何もないのです。時間がなさすぎるのではないですか。日にちを別に改めてきちんと議論できる時間を持つべきだと私は思います。

○委員長（小西秀延君） 両特別委員会の内容についてですが、もう少し詳しく聞いておられますか。両方、産業厚生常任委員会ですね。中身について答えられる人は。

及川委員。

○委員（及川 保君） 今、前田委員のおっしゃたことは全くそのとおりのものだけれども、特別委員会ですから、ここで議論をどうのこうのではなくて、例えば明日とか明後日とか来週とかという形で、確かに本会議を控えているから厳しい部分はあるのだけれども、おおよその概要はここできちんと説明をさせた方がいいのではないのですか。町側の考え方を含めて。後からにするとか、そういう話には逆に遅れてしまう状況になるのではないのですか。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 30日の半日なのか議論できないでしょうということを言っているのです。30日をずらせという意味ではなくて、30日の最初でもいいし31日でもいいから時間を別にもって議論したらどうですかという言い方をしているのです。内容がかなりあるわけです。私はそういうことを言っているのです。ただ時間を詰め込んで及川委員今言った報告だけ受けて、またという話ではないでしょうということ。一般質問ができないのだから。特別委員会の性格からいけば時間をもって議論をする時間をつくるべきではないかということです。中身云々ではないです。今の現状を見たら、それでなくても特別委員会をずっと開いていないのですから。

○委員長（小西秀延君） 松田議長のほうでは何か内容に関する事聞かれておりましたか。

松田議長。

○議長（松田謙吾君） 昨日伊藤参事と古俣副町長に少し話を聞きました。特別委員会を30日に開

きたいということと、その内容についてはいろいろ説明があったのですが、今ここで私が言う説明よりも特別委員会の中できちんと聞いたほうがいい話であって、私が聞いた話をここで言っても仕方ないのではないかと思います。今、前田委員が言ったように日程的にいったら、特別委員会で駅北をやったら結構な時間がかかるから、そのほかもあれば時間的に間に合うのかというのは前田委員の言っているとおりではないかと思います。病院もいくところまできているのです、私の昨日の感覚では。時間が長くかかるような気がして見ていました。そういうことを前田委員は心配してい言っているのではないかと思います。時間をきちんと取ったほうがいいのではないかと。

○委員長（小西秀延君） 流れでいけば、定例会が終わって午前中のうちに全員協議会くらいまでは終わるかと思うのです。行財政改革も詳細まで詰めるという今の段階ではないと思うので、午前中に2つ終われば午後からこの2つを重点的にということになるのかというイメージで私も昨日書類をいただいて検討しましたので、書類をもらった時点でこの2つは午後からになるのかと思っていたところであります。

及川委員。

○委員（及川 保君） いずれにしても、これはまた後日に延ばす今、説明しようとしているのだから、これを延ばすという話は私はどうかと思うのです。全体の重要な案件です。確かに前田委員のおっしゃっている一般質問に関しての話は分かるのだけれども。これは後日にまた延ばす、例えば本会議後の12月会議の後に説明をすとかしないとかという話は私はどうかと思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 一応、日程間は行政と委員長が中心になって調整しているのですけれども、今ここで議会運営委員会のほうで前田委員から出たように時間的にどうなのだという話が出たので、それは委員長に伝えてもしこの日で収まらなかったら翌日まで延長するとか、そういうことも想定してくださいということは委員長に伝えられます。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 十分な審議を要求したいから言っているのです。及川委員の言っている私は後に延ばせということではなくて、そうであれば30日ではなくてもっと前にやってもいいでしょうということ。議長のほうにある程度きて、町が特別委員会に議案を出す腹があるのだから、そうすればもう少し早くやってもいいのではないのですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 私が聞いている範囲ですけれども、病院のほうでは今ヒアリングをやっていて、この日程でいけば月末にならざるをえないということがあって、病院のほうで予定していたのは30日か1日か2日という話だったのです。30日に定例会が入るので引き続きということに収まったのだと思うのですけれども。早くは多分いろいろ進める事情があるので難しいかもしれないですけれども、翌日にまでもっていくということは可能性があるという感じで思いますけれども。

○委員長（小西秀延君） 時間の関係でございますので、一応、担当の委員長と行政のほうで打ち合わせをして十分な協議ができるのではないかとという時間で計算して上げてきているのだと思います。ただ前田委員の言われることも私も理解できます。時間がかかった場合、延長をかけるという委員長にそれをお伝えしておく、十分な審議時間を取ってくれと翌日も構わまいからというこ

とをお伝えしておいて、議会運営委員会からの意見ということでお伝えすれば、そのように進行していただけるのではないかと思います、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） よろしいですか。それではそのように私から委員長にお伝えしたいと思います。

日程的に特別委員会の開催について30日ということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは決定とさせていただきます。

順番が飛びますが、5番のその他の（1）、定例会11月会議の提出議案について、資料の4ということで高橋事務局長から説明をお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 先ほどの給与改定の人事院勧告の関係で先にご説明いたします。資料4を御覧いただきたいと思いますが、今回の人事院勧告では民間との比較で期末手当が0.05月減らすということを出されていて、国もその方向で進んでおります。当町においても0.05月下げますが、今年分で0.05月を減らさないとならないので本当は6月と12月で0.025分ずつ減らせたいのですが、6月分はもう支給済みなので12月分で0.05月を減らすということになるということですけれども、具体的には次の2枚目にありますけれども、0.05月分を議員全員が減額したとしたら17万7,211円になりますという表で今回、条例の改正は町からと補正を議会費のほうから17万7,000円減額するという補正を上げるということでございます。

○委員長（小西秀延君） これについて、何かご質問等あります方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。この議案が提出されますが、これでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、そのように進めさせていただきます。

②の議会費の補正も含めて上程をさせていただくということでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは4番の第5次会改革の検討についてに移りたいと思います。高橋事務局長からお願いします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 4項目ありますけれども、まず①、自由討議の活発化のところの実施要項、試行ということで前回決まっていますので、その試考案の改訂版を資料2でつくっております。前回と変わっているのは第6条、自由討議は、発言の時間や回数に制限を加えないのを原則とする。そして第2項に前項にかかわらず、おおむね3回までの発言回数に配慮するものとするということを入れて、試行が終わったときに、この第2項は削除するかどうかを決めていただければということでございます。同じく第6条の討議時間ですが、自由討議の時間は、制限を加えないのを原則とするということで、そして第2項に前項にかかわらず、試行期間は30分程度をめぐると

いうことを入れておいて、本格導入のときは2項を削除するかどうかという検討でつくっております。こういう作り方のほうがいいのではないかというのは総務課の指導なのですけれども。そういう案で試行すると。ただし、試行期間の要綱は要綱として定めるものではないので、議員の共通理解ということで試行運用するということになろうかと思えます。

○委員長（小西秀延君） 前回から文章的には変わっておりますが、内容的には変わっていないということでございますので、各党派で試行するという決定で各委員にお話はされたかと思えます。その中で試行等またこういう文章では駄目だというところがあったところはございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 文章的には、このような試行の文章でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 1点忘れていました。1番最後の附則にこの要綱による試行は令和3年1月1日から12月31日までとする。ただし、自由討議の実例がない場合は思考期間を延長するというを書き足しております。

○委員長（小西秀延君） これも前回の時に話し合われたとおりかと思っております。実際の思考期間のときに実例がないのに試行期間が終わったということにはならないだろうという皆さんのご意見が一致しているところでありましたので、附則に記載されたものと思えます。このような文章で試行をさせていただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、この期間令和3年1月1日からということで試行するという事で、この動議について進めてまいりたいと思えます。

次、②を高橋事務局長お願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） ②については前回出されましたので、それについて整理を加えましたので、それについて何かあれば検討いただきたいと思います。資料は3です。全員協議会の位置づけをまず明らかにして、その上で白老町の議会の全員協議会をどのように運用していこうかということになろうかと思えますので、まず前提条件となる規定を整備いたしましたので、それを説明します。全員協議会の位置づけですけれども、平成20年の自治法改正で位置づけが変わっております。それまではある意味、任意の会議だったのです。要するに任意の会議ですから費用弁償も公務災害も対象にはしていなかったのです。20年の自治法で何を定めたかという100条の第12項なのですが、議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるということで、これは全国で会議の位置づけが明確ではなかったので、それぞれの議会の会議規則に定めれば、全員協議会も会議として認めますという規定なのです。白老町においてはそのことを会議規則に110条ですけれども、自治法の第100条第12項の規定により、議会の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場として、全員協議会を設けるという規定を定めたところから、うちの全員協議会は会議として認め、費用弁償も公務災害も対象とする正式な

会議に位置づけたという経緯があります。国の提案理由を見てみますと、地方分権改革の進展により地方公共団体の権限や機能の拡大する中で、その役割と責任がますます重要になってくる地方議会の実態を踏まえ議会活動の範囲を明確化するために会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場を設けることができるものとするということが、国の法改正の理由になっておりますので、ここでいう議案の審査というのは用語説明がありますけれども、主に委員会において議会の議決を対象となる議案や動議等特定の事件について、議論し一応の結論を出す一連の過程、これを審査と呼んでいます。普通の本会議等で行う審議というのは、議会の会議の中で付議事件について説明を聞き、質疑し討論し表決するという一連の過程を審議といっていますので、議案の審査という中身については普通の委員会の付託審査とか、そういうものと同類だということでございます。下の運営辞典の引用がありますけれども、要するに以前の全員協議会というのは会議としてみなされない場であったので、要するに非公開にもできるし、会議の内容は住民には公にされていなかったことが問題となって、不特定の会議の事前審査、審議に当たるのではないかということが言われていたので、会議に位置づけたことによって会議公開の原則も対象になりますし、事前審議ということにも当たらないということが変わってきているということでございます。これをもって白老町ではどこまでを全員協議会の案件とするとか内容とするとか決めることは可能だと思いますので、基本的なルールは変わっていることをご認識いただいた上で、協議いただきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） これまでの流れ等、法律関係等について高橋事務局長からご説明をいただきました。前回の議会運営委員会の中で全員協議会の在り方が問題視される場所もございました。これについて、今日簡単に全部取りまとまって意見を出すということにはならないかと思っておりますが、特にご意見をお持ちの方いらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

前田委員。

○委員（前田博之君） 1点だけ、今委員長が話されたことは分かりますから、これからまた議論もあると思っておりますけれども。前回も私も話していますし議論もしていますけれども。今日、こういう資料が出て審査、審議、どういう内容かということも理解されたと思います。町側が全員協議会に対する対応の仕方をどれだけ理解しているかということです。前にも言っていますし、議長も公の場で言っていますけれども。全員協議会で過去にもいろいろありますけれども、仮にコロナの対策で議会の意見を聞きたいと言いながら、その後の事後処理どうしたかということがないのです。議員の意見、提案があったと、これはこういう処理をして今回の予算に反映したとか、意見は聞くけれども、予算に直接上がって議論してくださいという話になってくるのです。その辺が、事前審議は駄目だけれども町がそういう目的、意味を持って仮に全員協議会を開いた、今回もこれから行財政改革推進計画に出てくるのかな。この中で議会に提案する、こうするそれはどう反映されてきて、よりよいものになってくるのか、町側がその過程が明確ではないのです。議会としてはそういう意味で議員が積極的に建設的な提言をしているけれども、受け方が違うのです。その辺の認識が整理されないと、議会で一生懸命、全員協議会の本質論議論をしても、水泡に帰すのです。その辺をもう少し議会としても、きちんと向こうにいうのか、町側がどれだけの姿勢を持っているのかということをお互いに共通理解していかないと、私は一方通行になると思っています。その辺を今

後、議論されていくのかどうかということも委員長のほうでお願いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 現在、最近ここ数年にわたり町側からも全員協議会という開催が回数も多くなってきているかと。重要な案件に関しては全員協議会を開催し、事前に議員の皆様からもご意見をいただきたいという場としているのかという理解でいました。前田委員のおっしゃるところでいきますと、議会からの意見がどう反映されているのかと、そういうのが見えないところがあるというご意見かと思いますが、その辺の皆さんからのご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

及川委員。

○委員（及川 保君） そのとおりだと思います。前田委員のおっしゃっているとおりで、回数も委員長がおっしゃったように以前から比較しても随分増えているのです。そういう意味において町側としては、議会の意見を聞きたいということでも開催しているのです。冒頭に必ず副町長おっしゃっていますから。そういう意味においては、そこできちんと議論された意見等々が、どういった状況の中で反映されているのか、なかなか見えてきていないというのが現状が皆さんが感じていることだと思うのです。単なる説明会に終わっているのではないかという印象が非常に深く持っているのだけれども。その辺りが、どのように全員協議会が、委員会協議会もその中に入ってくるとは思うのだけれども、その辺りもきちんとお互いに認識のもとでの全員協議会、委員会協議会というものを捉えていただかないと、きちんとした基準をつくる、つくらないは別として、前田委員のおっしゃった町側の意識、捉え方、ここを文言として残す形、正式となれば必要ではないのかと思ったりしています。単に申し入れとかではなくて。そういう時代になってきているのかと思いがらいたのですけれども。文言をきちんと整理するのか、何もなくて口頭で要望をすとか、委員長がおっしゃった行動を起こすのか、何か必要なかと思っていました。

○委員長（小西秀延君） 議事録としては当然、残っているのでしょうけれども、それを各個人でご意見を出す場だと思うのです、全員協議会は。それをどのように捉えるかという捉え方もあるかと思えます。その全体的な全員協議会というものの本質の捉え方も個人個人で違うところもあるかと思えます。古くから議員をやられている先輩たちから私もお話を聞く機会が何回かあったのですが、全員協議会という場はある程度の説明を聞く場だと当初は教わったのです。説明で分からない部分は、これを質問する場だと、審議の場になってはいけないのだという当初の頃はそうだったのです。今、高橋事務局長のご説明を聞きますと、今は審査をしていい場だということで法律的にも変わってきているというところもあるということで、議員おのおのの捉え方も違うところも最近見受けられるのかと。今の質問は全員協議会の場に適しているのかというご意見も出たりもしますし、その辺の捉え方がまだ難しいところもあるのかという私としての意見は持っておりました。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 私は今、委員長がおっしゃられたことに加えて、議会からの意見がほしいという行政側からの話があるのですが、全員協議会の中で話される議員からの質問なりというのは議員個人なのです。委員会全体としての意見ではないので、議会としての意見を聞きたいという行政側の趣旨とは私はかけ離れるのかと思ってはいるのです。議員、個人個人でいろんな考え方を持っているのです、いろいろな意見は出てきます。それが全部が議会の意思ではないというところの押

さえも必要なかと思っっているのです。その辺は、そこも整理してもらわないと、受け取る行政側も全員協議会で出た意見が全て議会側の意思ということではないと私は思っっているのです。それをするのであれば本来、委員会なり何なりそういうので委員会としてやるとか、議会全体で意思統一をして行政に話すというものでなければ議会としての意見ということにはならないと思っるのですけれども。

○委員長（小西秀延君） 及川委員。

○委員（及川 保君） 吉谷委員のおっしゃっっていることもそのとおりののです。ただし、意見を聞かせてください、聞きたいという趣旨での全員協議会というのが最近は多いです。そうであれば確かに白老町議会としてのまとまった意見ではないとしても、それぞれの立場で発言する議員の発言というのは非常に重要なのです。どのような意見でも、180度違っ意見だったとしても、それは重要な意見として捉えないと、確かに議会でまとまった意見ではないのだけれども、聞きたいということであれば議会との意思ばかりではないです。個々の議員の様々なまちの町民の全ての福祉に関する政策をしようというまちの考え方ですから、それを広く意見を聞きたいということですから、そういう意味においてはあまりそこにこだわる必要はないかと私は思っます。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 高橋事務局長もはっきり言っったほうがいいと思っるのだけれども、全員協議会は全会一致で議論を決める場ではないです。当然、本会議だっ。だから決を取るのです。そこを別において議論しないと、個々の町民を代表した意見なのです。それを最終的には全会一致になるならないは別として本会議で決を取るのです。あくまで全員協議会はここに書いている個々の議員としての立場が全体の町民の代表として、自分が選ばれた議員としてどう意見を言うかという場ですから、そこをいっってしまうと運用の仕方が違っってくるのです。そこだけ理解しておいてください。

○委員長（小西秀延君） そこを理解した上で、皆さんに理解してもらった上で進めていきたいと思っます。協議会の場ですから、ここで答えを出すという場ではございませんので、そこはそこできちんと押さえて議論を進めていきたい。ただし、個人の意見と議会としての意見、委員会としての意見というものきちんと区別して議論を進めていかなければならないかと私も思っています。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 言葉じりになりかねないのですけれども、要は議会としての意見なのか議員としての意見を聴取したいというのか、そこどころの線引きをきちんとしていないと行政側も議会側も発言する側もごちゃごちゃになってしまうので、その整理は一度きちんとしたほうがいいのかと私は思っっていました。

○委員長（小西秀延君） これまでの流れでも、議案が本会議に出てくる、これでは全然議論にならないではないかというテーマが一つずっつと議会の中にもありました。議会の中からも、もう少し議案になる前に話はできないのかという意見も多数あり、現時点では協議会という形が白老で大変増えてきたのかと、私は流れとして理解しているのです。その中で全員協議会、委員会協議会もありますが、この協議会という場が、どのような役割でどのように議員も理解していったらいいのか、皆さんと理解するための議論をしていければと思っております。その上で、まだどなたかまだご意見

お持ちの方いらっしゃいますか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 私が言っているのは議会としては、皆さん全員協議会でも意見や提案をしているのです。私が言うのはそれを町側がそれをどう反映したのかどうかということを整理する必要があるのではないかと思います。なぜかという本会議で一般質問などをしたら町側が答弁します。今、議員が質問されたことについて検討や課題や提案については議会が終わった後、全部課長会議や担当と全部整理をして課題を抽出して問題を整理しますと。それは全部、質問した議員にも来ないし何も来ていない、その過程がいいか悪いかは別として。町が公にそう言っているのであれば、全員協議会の趣旨からいけば当然、細かいこと大きなことでもどうですかといったときに私が言うのは分かりました、こうですと。できなければ検討するのだけれども。我々が言っていることが法的に無理だったのだと、だからできないのだと、これはこうだから今は保留するとか、そういうことが何らかの形で整理されて議案などに出てきたら審議できるのです。ないのに我々が言ったのは出てこないのに、それを全員協議会で議論したって何なのだとという話は、公的な本会議に出ていないです。その辺が町側が、どのように議員が議会が積極的にそういう全員協議会の趣旨、目的に応じて積極的に発言していることをどう捉えているかということが整理されなければ、一方通行になるにはではないかという言い方で疑念を感じて言っているだけです。その辺はどうかと。もっと町側が全員協議会に関して事前審査みたいな受け方をしているのです。私の捉え方は。もっと積極的に建設的な全員協議会のあるべき場ではないかと思って私は言っています。それだけ委員長として捉えて議論するときにしてほしいと思います。

○委員長（小西秀延君） 議員がいろんな意見を全員協議会で個々で出ると思います。それを町がどう受け止めて、どのように議案に反映しているのかというのは見えづらいのは確かだと私も思っています。前は全員協議会というシステムがあまり取り入れられていないときには、本会議の質問でしか議案に対しては聞けませんでした。今、全員協議会の場でこういう考え方もあるのではないかという意見も言えるようになりまして、それを意見を言ったものをもう一度本会議でこれはどうして取り入れられなかったのかという議論の幅のふくらみは私は出たのかとはいうのは理解はしてまいります。その辺を協議会というものをうまく活用して、お互いの議論が深まればいい事業になっていくのかという理解は私もしているところであります。

及川委員。

○委員（及川 保君） 先ほども少し触れましたけれども、委員会協議会もやはり同じなのです。あまりしばってやってしまうと町側としては、せつかく情報をしっかりと14人の議員に議会にしてもらうという意味においては便利には使っているとは思っただけけれども、いろいろな意見が出た中で精査しなければならぬわけだから、議員としての立場で言ったことが実現できるかできないかというのは、その場では非常に厳しい部分はあると思うのだけれども。いずれにしても説明をする場が減っていくのは非常に問題があるという思いがあるものですから、もう少しきちんとこの辺りは整理したほうがいいかもしれないです。町側の受け止め方、全員協議会という受け止め方を含めて今、特に大きな問題があるわけではないので。ただ、議員側としては全員協議会で言ったことは単なる言いつばなしの場のような捉え方もされているものだから、私自身もそういう思いがあるも

のだから。昨日の例として強靱化計画の部分においては前回やった部分のきちんと出された意見は重要案件だと認識して取り入れているという説明もきちんとあるわけですから、あまりそこにいつてほしくないかと思ひながらいます。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 委員長もお話ししているように、かなり回数多くなつたのです。一番最初は町側から議長にくるので、ある程度整理してもらつて本会議での議論するのが大事なのか、情報だけは中身は入らないで説明だけは受けて、後は本会議で大いに議論してくれという形になるのか、その辺は議長のほうである程度整理をしてもらつて、そのあとでまた議論してもいいのかと思うのです。まずは議長にきますから。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 最近の全員協議会を振り返ると、大きくは3分類できると考えています。一つは議案に提出する案件で事前に議員の意見を確認したいとか聞きたいという案件、それから議案になって議案説明会も全員協議会ですから、決まつた議案の説明を受けて、その内容を詳細に知りたければそこで質疑はあるけれども、それに対する意見は言わない議案説明会。もう一つは最近多いのは計画策定のときの説明会、これは議決事項ではない計画も含めて出てきます。そういうものとの大きくは3分類あるかと考えていて、その時のやり方をもう少し明確化して、行政にも認識していただいとすることが必要だと考えていますし、最近の話で言えば後で説明しますけれども出てきているのです。それは議長と委員会協議会でいいとか、そういうこともやっていく必要があるかということを感じていますので、そういう整備はしていくべきと事務局では考えています。

○委員長（小西秀延君） 松田議長。

○議長（松田謙吾君） 全員協議会が多くなつたのは確かなのだけれど、全員協議会は議題を内容を議員個々がよく知ることだと思ひのです。議会も全員協議会も議員の発言、議論の場なのです。議会の意見というのは採決したのが議会の意見なのです。採決する前の全員協議会も本会議の中で話すのは議員の意見なのです。採決したものが議会の意見だと思ひているから。それをよく深めるために、まちはこの頃その前に理解してもらうために全員協議会が少し多くなつているのだと思ひています。本当に議会の意見というのは採決したものが議会の意見です。全員協議会や議会で議論するのは議員の意見です。私はそう思ひました。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 私の耳に入つてきている全員協議会が増えた原因の一つとして、これは議会にも改善の余地があるかという点では、委員会協議会をやつたときにほかの議員に情報が伝わらないということが言われていて、だから全員協議会なのだとなくなつている要素もあるのかということも何個か聞くのですけれども。ですから、議員としてもそれぞれの委員会があるのですから、委員会で出たことは会派なりそういうもので共有していただけたらというのはあります。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 高橋事務局長から3つの分類されたけれど、大事なことだと思ひます。それは整理して文章にして議論の前提として出してもらつたらいいと思ひます。もう一つは委員会協

議会は別として、この前も私は言っているけれども、最近では委員会付託が少なくなっているのです。全員協議会で今ここで説明のあったものの前に本来、議会の使命とすれば委員会付託があるのです。そこで大いに議論するというのも公的なものですから、そこで委員会としての考えを議論で出したものが本会議で採決にかかるという職務が必要なのです。ただ所管事務調査をするのはいいのだけれど、委員会付託という積極性を与えられた権限ですから、私は持つべきだと思っています。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 昔からの経緯を見ると地方議会では、委員会主義か本会議主義かというのが結構あるのです。昔は議員数が多かったので本会議主義ではなくて委員会主義だといっていて、最近では議員数が減ってきて全員にやったほうがいいという傾向があるのかというのは感じています。

○委員長（小西秀延君） 協議会の在り方について若干、皆さんと議論をさせていただきましたが、このような中身をこれはこれでまた結論ということでございませぬので、また折を見て皆さんと問題があれば話し合っていきたいと思っておりますし、今日の議論をできれば会派の皆さんとこれが統一性を持てるような形で会派会議などでお話しただければと思っております。全員協議会については、今日の議論としてはこれでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは4の議会改革の③、二元代表制の向上について高橋事務局長から改めて説明をお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） ③、④については前回、会派検討ということでお願いしている件ですけれども、まず③の二元代表制の向上のところ、内容としては二元代表制の理解と活用ということなのですが、資料3-2です。これは、二元代表制の理解というのは大体分かると思うのですが、活用としては議会のいわゆる二元代表制の一つの議会の権限をきちんと活用しているということ、3-2の一番下の要するに議会権限というのは自治法でいう96条から125条くらいまでの間にいろんな権限が書かれていて、前回のときには内容の表みたいなのをお配りしていますので、その中で白老町議会としてまだ不足している点とか活用していくべき点だとか、そういうものがあればということをお願いしていたところでもありますので、その辺は会派検討の結果だとかを報告していただいて協議いただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） それでは、二元代表制の理解と活用ということで根本の問題なのかという感じもいたしますが、会派で何かご意見がある会派の方はいらっしゃいますか。

前田委員。

○委員（前田博之君） うちの会派で会議をやってきましたけれども、基本的には二元代表制の議

会改革をやるときに、前回は前々回も十分に議論をしてもう意見や提言は出ているので、実行する段階ではないかということでは我々はみんな同じです。ここでどうだこうだ言うより実行すべきではないかと。同じことを言いますが、結論として議会が持っている二つの使命があります。一つは具体的な施策の最終決定、それと行財政運営の批判と監視、これは完全とは言えないけれども、おおむね達成できるように議員の一員としてそれぞれが懸命に努力していくと、これが二元代表制が効果的に実効性、担保性を持つのではないかということですので、今言った議会の持つ使命をそれぞれの議員が果たすと、これによってここにいくと、これが我々会派としての最終的な考え方で、それをもって議員も行動するべきだということでありました。二元代表制がどうだこうだと議論することは、これ以上ないのではないかということです。

○委員長（小西秀延君） 及川委員。

○委員（及川 保君） 今、前田委員のおっしゃったことに尽きると思うのです。白老町議会としては様々な取り組みをしてきて、例えば委員会条例でつくったとか、いろいろ実はやってきているのです。それぞれの委員会、個々の議員そういった部分を認識して例えばまちがどうしても手をつけないという部分は、確かに議会の全体の半分の委員会なのだけれども、きちんとした議論をして、しっかりと委員会がまとまって町に委員会条例として示すと、それを通すという内容を全体に周知していただいて、議会としての意思を通すということも実はやってきているのです。最近、たまたまそういった部分がないものだから、なかなか機会もないものだから、そういうことにもなっていないのだけれども。そういう事例もあるということもしっかりと認識して、これからは個々のそれぞれの議員がチェック機能の機関だと、その二元代表制というのを、住民から選ばれているわけだから、町長も選ばれる、議員も選ばれるという部分をしっかりと認識して取り組んでいくことが大事なのかと思います。何もやってこなかったわけではなくて、やってきているわけです。そこをもう少し最近、行動が少ないというのがあるものだから、その辺りの部分がもう少しできればというのがあります。それは、会派の中でも話し合ってきました。何か行動を起こせるような。

もう一つには、モニター制度はどうかと。ここで議論するのか広報広聴常任委員会で議論するのか分からないのだけれども。モニター制度も、そういう部分においては一つの手なのかと思います。議会のチェック機関としての一つの役割としては、そういったことも必要なのかというのは議論してきました。

○委員長（小西秀延君） ほかに特にご意見あったところはありますか。

森委員。

○委員（森 哲也君） 森です。私たちが会派で話し合ったのは中身については文言の修正などはなく、このままでいいということになりまして、及川委員からありましたモニター制度とサポーター制度も検討していくことで役割を果たしていけるのではないかという意見を会派でまとめました。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 追加の部分でモニター制度については声はありました。ただ言わなかっただけなので、付記しておいてください。

○委員長（小西秀延君） ほかにこれを言っておきたいというところはありましたか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 二元代表制の理解と活用というところで、おおむね議会改革の中でもここを目指してやってきたというところが強いという認識しております。それがきちんと成り立つように議会改革をこれまでもやってきまして、いろんな改革を進めてまいりました。他市町村の議会にも白老町は先駆的な役割を果たしているということで視察等も受けるようになっていきますし、通年議会等も日本で一番早く開催するようになったということで、ある一定の評価は受けていると理解しております。そこを皆さん自覚して、議会改革の中でモニター制度、サポーター制度等は皆さんと議論を重ねていくことになろうかと思いますが、それはまた別の段階で議論したいと思いますが、こちらの二元代表制の理解と活用というところでは、再確認ということで今のご意見を議論させていただいたということによろしいでしょうか。

氏家副議長。

○副議長（氏家祐治君） 副議長という立場でここにいるのですから、前回まで広報広聴常任委員会を担当させてもらっていたので、ここにいらっしゃる皆さんはよく分かっていると思うのですが、このモニター制度、サポーター制度については広報広聴常任委員会の中でも課題とこれからの活用利点を整理をさせていただいて、今後の一つの課題として取り上げていますので、広報広聴常任委員会とその辺については議会のモニター制度も含めて、そういった形の中で今後の改革の中で進めていっていただければと思っています。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） いきさつをくみ取ると当然、経験ある方は理解している、今言った状況になるのかとは思いますが、また今回、4人が新しく入ってきているということで、昔はこうだったあだったと言っても伝わらない部分があるので、今言われた再確認も含めてこういう位置づけだということをお願いさせていただくのと、強いて言えば上げたいいろんな権限をどのように活用していくかという、この状況であればということが出された案件なのかと思っていますので、特にモニター制度、サポーター制度という話が出ましたけれども、これについては明日、先駆的な人が来るので、そういう中でもっと理解を深められるかと思っていますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小西秀延君） それでは、議論といたしましてこちらはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） そして、④です。議会基本条例の検討ということでございます。こちらも前回の3-4ということになります。改めて、高橋事務局長からお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 議会基本条例の件も前回出ていて、前回の結論は白老町の自治基本条例で今のところいいのではないかとありますが、また今回テーマに上がったのは、もう1回再理解すると本当に欠落されている部分はないのかということだったと思うので、今回は栗山町の議会基本条例と比較表を参考資料としてつくったということで、議会基本条例はもう何百という自治体で制定されている、それがいろんな文献によると自治基本条例と議会基本条例を両方持っているところと、片方ずつしか持っていないところと、いろいろな状況が見られるのですが、白老町

の自治基本条例の形式というのはめずらしいのです。要するに住民と議会と行政の3つをきちんと均等に配分しているのは難しいのです。議員自らが自治基本条例を盛り込んだという経緯があるから項目も多くあると。普通のまちは大体、自治基本条例をつくるのに市民委員会みたいなものをつくって検討したから、どうしても市民参加とかが中心になって行政とか議会の状況が少ないということがあります。具体的にお配りしている資料の3-4については、要するに白老町の自治基本条例は平成19年ですけれども、それ以降に栗山町の議会基本条例はその後にできましたけれども、もう3回か4回改正して追加、追加できている部分がありまして、最初にお配りしたのは当初の栗山町の議会基本条例だったのですが、資料3-4で配っているのは現行の栗山町の議会基本条例で追加された部分でいえば、先ほどのお話に出ていました13条のモニター制度ですとか16条のサポーター制度などが議会基本条例には載っているということで、新しい課題が盛り込まれてきていると。そして、もう一つ栗山町の特徴は5条から町との関係性、町にはこういう説明をしてもらわなければ駄目だとか、こういう資料を提出してもらわないと駄目だという規定は明確に載せているというのが特徴的かと思っていますし、追加したものでは議会広報の災害時の対応、これは追加されております。ただ明確に白老町の自治基本条例のほうが多いというのは、例えば政策研究会ですとか、そういうのは栗山町にはないといった状況が見られますので、そういうことを勘案して自治基本条例の見直しの時期もありますけれども、そういうことを勘案して今後のために何か用意しておくものがないかどうかという観点でご協議いただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長からご説明のあったとおりで会派会議でも、こちらもお話しされたかと思いますが、その中で特にご意見ありましたところか挙手の上お願いしたいと思ます。

前田委員。

○委員（前田博之君） うちの会派では全体の流れだけの議論ですけれども、自治基本条例をつくるつくらないという話ではないですから。つくるのであろうかどうかということは別にしても、もしつくるのであれば魂の入ったもので、ただ条文をつくただけではなくて、各議員が意識して実行できるかどうかという問題で、そうでなければつくっても形骸化するだけではないかということと、もう一つは白老町の自治基本条例の中に議会の部分が入っているということは逆に三位一体、町、住民、議会これは自治基本条例を見直すときに議会の部分が入っていると、逆に議会の部分を意識してもらえるのです。みんなに見てもらえると。町民の意識が上がる部分を議会側が目指しているということが分かるので、高橋事務局長から白老町独自だと言ったけれども、それも有りかという部分と、もう一つは先ほど二元代表制の向上の議論をしましたけれども、これは本当に条文、二元代表制の趣旨、目的を先ほど私たちも会派の考え方を言いましたけれども、やればある程度、自治基本条例をあえてつくらなくても達成できるのではないという考えです。

○委員長（小西秀延君） ほかに意見あるところはございますか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川かおり君） 私たちの公明党の会派は今、前田委員もおっしゃった議会の議員ではなくても議員の仕事がどのようなことをやっているかということ町民に分かっていただくような分かりやすさを議会条例の中で表せていけたらいいと、具体的にはまだどうということはおな

いのですけれども、そういうことも踏まえて皆さんと一緒に検討していけたらということがまとまりました。

○委員長（小西秀延君） ほかに特にご意見のありましたところはございますか。

氏家副議長。

○副議長（氏家祐治君） 補足的なものをさせていただきたいのですけれども。前田委員の言われるとおりだと思うのです。自治基本条例自体が実際、我々一人一人の議員として郷土のまちづくりから始まった町民行政、議会の役割をしっかりと理解しながらやってきているかどうかということの一つ検証しないといけない部分と、ここをしっかりとやった上でだから自治基本条例が必要なのだとまらないとならないところが一番大事なところなのだろうと思います。確かに栗山町議会の中では災害の関係だとか、そういったときの議会の行動等々が示されている部分があるのですけれども、こういったところは補足的に議会条項の中で定めていかなければいけない部分があると思いますし、一つはこちらで議会広報の充実などというのが栗山町議会の議会基本条例に出ているのだけれども、白老町議会が決して議会広報の充実に関わっていないわけではなくて、情報公開等々も条文の中でのしっかりそういった部分については言葉としては出ていないかもしれないけれども、そういった精神性はそこに込められているのではないかと思っているものですから、まずは自治基本条例をしっかりと議員として行動に示していくと、そういった中からこれをやっていくことでもの足りなさとか、やっぱりこれは駄目だと、議会基本条例をつくろうという話になって初めてできるのではないかと思います。白老町がほかのまちと違うところは時代の流れに流されない、必要なことをやってきた結果がこの自治基本条例になっているのだと思うのです。そこを大事にしながら、焦るのではなくて、しっかりと自治基本条例を自分たちが対局して、もの足りなさというかももう少しやっていきましょうというところで初めて議会基本条例の話に入っていけるのではないかと思ったりもしたものですから。そこだけ補足させてください。

○委員長（小西秀延君） 森委員。

○委員（森 哲也君） 森です。私たちの会派で話し合ったのは、白老自治基本条例でまかなえている部分が多いですが、不十分のところも現状ではあって、先ほどのモニター制度とサポーター制度の話が出ました。私たちの会派でも出たのが今、自治基本条例が必要かどうかは焦って決める必要はないということは出ました。必要性については今後、議論する必要があるも発展的に議会基本条例にしていくべきかどうかは3年かけてでもじっくり検討していくべきだと意見がまとまっています。

○委員長（小西秀延君） 及川委員。

○委員（及川 保君） うちの会派も議会の自治基本条例なのですけれども今、町と一体となった取り組みをしていくのを議会として白老自治基本条例をつくっているのですけれども。確かにまち議会が改正して5年です。5年というのはスパンとしては長いか短いかは別として、その過程で変わる部分があるのです。そこを議会の意思の中で変更できる体制をつくっていくべきなのかとは感じています。それぞれの4年間の任期の中で様々な議論をして取り組んでいくのだけれども、その中で重要な案件も出てくるはずなのです。5年の改定の期間を待たないで改定していく、変えていく、前向きな取り組みをしていくという部分においては、もう少し柔軟な考え方を持たないかどう

か。その辺りの議論がありました。先ほども少し出たのですけれども、栗山町で行っている災害時の対応なのですけれども、白老町の議会としては何もないです。現実に関後起り得る状況の中で全国的にも非常に大きな災害が起きている状況の中で、すぐに対応できる議会としての取り組みが必要ではないかという思いであります。これは会派の中で話し合ったことではないのですけれど、今、感じたことはこの1点がありました。これは、変えていくべきではないかと思ひます。

○委員長（小西秀延君） ほかにありますか。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今、出されたことで補足いたしますけれども、栗山町の21条です。災害時の対応とあるのですが、中身は災害が起きたときに議会として業務を継続するという、これは業務継続計画というのは町で持っていて、そこには議会が入っています。だから、それは同等のものがあります。2項目めは、議会が対応すべき必要な事項は別に定めるということになって、全くこれは地域防災計画に議会の項目があるので、それは定められてはいるということなので、そういうのが一応あることはあるということなのです。

もう一つ、議会基本条例にあってうちにない項目が出てきたときに、例えばうちの自治基本条例の議会項目の中に追加すればいいだけなので、それができれば議会条項がうちの議会基本条例なのだという言い方もできるかと思ひます。

○委員長（小西秀延君） 災害については今ご説明があった、ある程度カバーはされていると。条項に載っていないなくても。栗山町も別途定めるということであれば、そんなに違わないのかという気もしておりますが。私の感覚でお話をさせていただきますと、みなさんのお話を聞いた上で、白老町の議会基本条例をつくるときには議会、町、そして住民の皆さんが三者三様の立場で入っていただいて、この形をつくられたというのは私は本当に素晴らしい形なのではないかと思っております。各々が各々の立場を見ながら、一つものをつくり上げた。だからこそ、それも改定のときにも各々の立場の人がまた集まり、それを再度検証していくというシステムになっております。そのシステムも私は素晴らしいと思っておりますし、お互いが個別であれば集まりも個別になる部分も出てくるかと。現状では、これをやっていくやっではないは重大な問題ですけれども、これをきちんとまたみんなで見ていくということがいい形なのではないかと思っておりますので、また問題が出てくれば独立させたほうがいいということにもなる議論も出てきて当然かと思ひますし、その都度皆さんと協議をしていける体制でいることでよろしいのではないかと思ひますが。現状のところ、すぐにこれを変えなければいけないというご意見は今日のところはなかったかと理解をしておりますので、そのような進め方でよろしいでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 氏家副議長。

○副議長（氏家祐治君） 課題として捉えてほしいのですけれども。私も前回、新しい体制になる前の議会運営委員会の策定、及川委員が言われた見直しの期間がどうしても今回の任期中にくるので。そのときに議会として行政、町民、そして議会の間が集まって、自治基本条例の中身について議論するわけです。修正、変更がないかどうか。このときに議会として町民の立場だとか、行政の在り方、これに対してものを言うというのはなかなか難しいのです。そこを何とかクリアできるものが必要になってくるのかと考えれば、議会基本条例もたいなものがある、議会としてしっか

りとした考え方をそこで変更していけるですとか、議会として議論できる場面、どうしても自治基本条例の中に改訂に関わるときに議会が関わっていくということは、なかなかいづいところがあると思うのです。確かに作り上げたというのは議会としてはこうやっていくと、こういう責務で皆さんと一緒にまちづくりに取り組んでいきますとか。何回か改訂の場面に出席していると議会としてここに参加していいのかという、すごく出さを感じていたものですから。前にも一度お話しさせていただいていたことがあると思うのですけれども。そこだけは皆さんとしっかりと議論していただいたほうがよろしいのかと思います。先ほど言ったとおり、議会基本条例については今、焦ってつくる必要はないと、それは同じ思いなのです。ただし、議会として何かを変えようだとか、何かをしようといったときに、なかなか改定を待つ時間だとかがいづいという部分が出てくるようです。そこが一つの議論の場を持って少し考えていただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） やりようかと考えているのですけれども。改訂時期になればそれぞれですけれども、それぞれのところが、それぞれのバックボーンとして検討する体制というか、議会だったら何人か代表でいくのだけれども、そのバックボーンをどこかで話し合っって持って行ったほうがやりやすい気がしているのです。そういうやり方を提言するか、先ほど出た議会の条項を変える部分はいつでもできるということも一緒に決めておけば、それなりになるのかと私は思っています。

○委員長（小西秀延君） 氏家副議長。

○副議長（氏家祐治君） 氏家です。その辺も含めて、これからそういった改訂に向けて議会から出席していかなければならないということが現実にあるものですから、そういったことも含めて整理できる場面をつくってもらって、もし町側との町民側とそういった話ができる会議の場があるとすれば、そういったことも含めて議論していかなければ今後またこの先、まだ先ですけれども。

○委員長（小西秀延君） 氏家副議長には前回は議会を代表して改訂に関わる立場ということで行っていただき、そして議会運営委員会にもご説明にも来ていただいたり、内情を深く知るご意見をいただけたらと思います。当時は代表して行っていただいているのですが、もっと深く議会運営委員会の中で話し合ったということがあまりなかった記憶もあります。どのように議会の条項も見直しをかけるのか、その辺も考えながらまた新しい体制に入っていければと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 閉める前に高橋事務局長からお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 大体、今回で示した（１）の議事機能の強化というところは、ほぼまとまってきたかということでもあります。全然、急ぎはしないのですけれども、先ほど出した推進計画で６月に出したものでは、第二弾は監視機能の強化、今までは議事機能の強化でしたけれども、監視機能の強化ということでは議会の権限の活用ですとか執行機関との情報共有だとか、そういう機関の検討などの問題や移動常任委員会の検討ということで実施要領の策定を検討するとなっていますので、これはまた一定期間、時間をかけながらきちんと議論していく必要があるのかと思いま

すけれども。協議いただきたいのは第一弾の議事機能の強化、自由討議の件ですとか機関機能の検証ということで、条例、規則、要綱、基準の改正の議論ですとか、今日やった二元代表制などの議会機関条例の検討、これを12月会議で中間報告をするかどうかというところだけ決めていただければと思っています。各会派には監視機能の強化というところを事前にご協議いただきたいということです。

○委員長（小西秀延君） おおむね、第一弾の議事機能の強化というところの審議を進めてきて、今日大体方向性を出せたということになります。これは中間報告として出したほうがよろしいでしょうか。グリーンファイル等や会派に報告をしてくださいという会派会議等で、おおむね議員の皆さんには伝わっているとは思いますが、報告書として上げたほうがいいのかどうなのか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 高橋事務局長も話しましたが、今までの部分は当然整理されますから。今までの議論はこれまでの議会改革になぞって、さらなる高みを目指して議論してきました。結果的に同じことを言っているのです。だから、あえてそういうことを公の場で言う必要があるのかどうかと私は思います。自分たちのことで今までそういうことをやってきたと思うけれども、さらなるという言い方ですから。改めて確認してみたよということが公で報告する必要があるかどうかと私は思います。当たり前なのが議論されていることが、当たり前ということが今さらまた同じくやっているのとなるのではないかと私は思います。二元代表制あるいは議会の監視、政策にしても、最終的には議員個々の資質や能力、行動力によって改善されるのではないかと、高みを目指すのではないかとということに行きついていると思うのです。その辺を自分たちで傷に塩を塗るようなことをまた改めて書く必要があるのかと思います。皆さんが言った会派で議論したことを認識した中で行動の一步になればいいのかと思うのだけれども。正副議長で、一つ議会の方向性として必要だということであれば別ですけれども。今までの議論を踏まえて。

○委員長（小西秀延君） これまでも、あまり議会運営委員会の中で決まったことを本会議で議会報告という形で、こう決まりましたということで行っている前例はあまり少ないのかと思っております。その代わり、きちんと会派会議等も開いていただいて、ここは会派で話してくださいという重要な部分で皆さんと一緒に議論を進めてきておりますので、きちんと皆さんには伝わっているという理解のもと中間報告というのは今回の議会改革を進めていく中ではそぐわないかという気もしておりますので、中間報告はしないという方向でもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今回、いろいろ先ほど言った規則だとか基準が変わった部分があります。例えば、議案説明会の7日前を10日前とか。そういうのを踏まえて議員の皆様は周知されているからいいとしても、行政に伝えるすべがないのです。報告しないまでも、行政には何らかの情報を伝えないと一方的になってしまうので、その点はまとめたものは1回見てもらって、これを会派で周知すると同時に総務課にも渡しておくくらいのことは必要かと思っています。

○委員長（小西秀延君） それは必要です。こちらでだけ理解していても仕方ないので、町側にもきちんと理解してもらおうということで、高橋事務局長にまとめてもらって、一度皆さんに見てもら

った上で行政にこういう形になりましたという報告はしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） そのように取扱させていただきます。

それで、その他の（２）です。次回の開催予定ですが、今日30日に本会議の決定をいただきましたので、30日の9時半に議会運営委員会を開催したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その他で高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） その他で情報提供とかなのですけれども、先ほど出ていた全員協議会関係なのですけれども今、町から言われているものが一つは史跡白老仙台藩陣屋跡保存計画、1年遅れているのですけれども。これは、委員会協議会になろうかと思ひます。生活環境課の男女共同参画計画、これも委員会協議会でどちらも年内という話をいただいております。もう一つは、アイヌ総合政策課の生活館の改築方針というのが、これは全員協議会でという話が来ているという情報。それからもう一つは、今日お配りしている先日、商工会と建設協会から要望書が出ていますので、これを全議員に配布するという事になっていますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（小西秀延君） 委員会又は全員協議会については、各委員長が日程等を決定し次第、また別途皆さんにご通知されると思ひます。要望書はご一読の上、これは全議員に配布するという事にさせていただきますと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ほかにその他をお持ちの方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

（午前11時55分）